

気仙圏域流域治水協議会規約

(設置)

第1条 「気仙圏域流域治水協議会」（以下、「協議会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 本協議会は、平成28年台風第10号をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による今後の水害の激甚化・頻発化に備え、気仙圏域の流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

(協議会の対象流域構成)

第3条 協議会は、気仙圏域に存する下記水系を対象とする。

- ・盛川水系 (大船渡市)
- ・須崎川水系 (大船渡市)
- ・綾里川水系 (大船渡市)
- ・浦浜川水系 (大船渡市)
- ・吉浜川水系 (大船渡市)
- ・後の入川水系 (大船渡市)
- ・船河原川水系 (大船渡市)
- ・合足川水系 (大船渡市)
- ・甫嶺川水系 (大船渡市)
- ・泊川水系 (大船渡市)
- ・長部川水系 (陸前高田市)
- ・浜田川水系 (陸前高田市)
- ・気仙川水系 (陸前高田市、住田町)

(協議会の構成)

第4条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 3 事務局は、第1項による者のほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

(協議会の実施事項)

第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- ① 気仙圏域で行う流域治水の全体像を共有・検討
- ② 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表
- ③ 「流域治水プロジェクト」に基づく対策の実施状況のフォローアップ

④ その他、流域治水に関して必要な事項

(幹事会の構成)

第6条 協議会の下に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、対策等の各種検討・調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
- 5 事務局は、第2項による者のほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求めることができる。

(会議の公開)

第7条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とするものとする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り非公開とすることができます。

- 2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開とみなす。

(協議会資料等の公表)

第8条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切ではない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第9条 協議会及び幹事会の庶務を行うため、事務局を置く。

- 2 事務局は、岩手県沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター及び県土整備部河川課、住田整備事務所、大船渡市都市整備部建設課、陸前高田市建設部建設課、住田町建設課が行う。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会の承認を得て定めるものとする。

(附則)

本規約は、令和5年5月16日から施行する。

令和6年12月26日改正、令和7年6月6日改正

別表1 気仙圏域流域治水協議会構成員

区分	所属	役職
構成員	大船渡市	大船渡市長
	陸前高田市	陸前高田市長
	住田町	住田町長
	国土交通省気象庁仙台管区気象台 盛岡地方気象台	盛岡地方気象台次長
	農林水産省林野庁東北森林管理局 三陸中部森林管理署	三陸中部森林管理署長
	国立研究開発法人森林研究・整備機構森林 整備センター 盛岡水源林整備事務所	盛岡水源林整備事務所長
	岩手県沿岸広域振興局 農林部大船渡農林振興センター 土木部大船渡土木センター	大船渡農林振興センター所長 大船渡土木センター所長
		住田整備事務所長
	オブザーバー	国土交通省東北地方整備局

別表2 気仙圏域流域治水協議会幹事会構成員

区分	所属	役職
構成員	大船渡市	都市整備部建設課長
		都市整備部土地利用課長
		上下水道部下水道課長
		農林水産部農林課長
		防災管理室次長
	陸前高田市	建設部建設課長
		建設部土地活用推進課長
		建設部上下水道課長
		農林水産部農林課長
		防災局防災課長
	住田町	建設課長
		農政商工課長
		林政課長
		総務課長
	国土交通省気象庁仙台管区気象台 盛岡地方気象台	防災管理官
	農林水産省林野庁東北森林管理局 三陸中部森林管理署	森林土木指導官
	国立研究開発法人森林研究・整備機構森林 整備センター 盛岡水源林整備事務所	造林係長
	岩手県沿岸広域振興局 農林部大船渡農林振興センター	
	農村整備課長	
	森林保全課長	
	林業振興課長	
	土木部大船渡土木センター	河川港湾課長
		住田整備事務所次長
オブザーバー	国土交通省東北地方整備局	